

(3) 次年度以降の社会教育関係団体に対する補助のあり方について

ア 現在, 22 団体に対し, 合計で 520 万円を補助している。

→ 現在の方式でよいか。(第 1 回会議)

イ 公募提案型の補助金(委託金)制度への移行

→ 団体やグループに具体的な事業の企画書を提案してもらい, 適当と判断するものには, 最高額 20 万円を補助する。(委託する。)

Ex.

- ・ 芦屋市の歴史, 文化, 自然を学ぶ講座, フィールドワーク, 市にゆかりの人物(文化人・アーティスト等)やテーマによる講演会, シンポジウム, ワークショップなど。
- ・ 市内の地域活動に取り組む人材の育成に関わるセミナー
- ・ 既成の団体でも, 自らの活動を上記の趣旨で展開したイベントなど。

ウ 想定される要件

- 社会教育法第 23 条に定める禁止事項(営利, 特定の政党の利害, 特定の宗教の利害)に関わるものでないこと。
- 市民を広く対象とした内容であること。
- 原則, 市内の公共施設を利用すること。

エ 審査は, 社会教育委員の会議で行う。